

第 12 回透析運動療法研究会 COI 管理規定

【対象者】

当研究会の学術集会などで発表する者、本研究会が発信する情報の著者、編集者

【対象期間】

研究成果を発表する場合、講演会・セミナーなどを開催する場合、会報などの情報発信をする場合などに於いて、それぞれ前年から過去 3 年間で COI 申告開示の対象期間とする。

【対象となる活動】

当研究会が行うすべての事業活動に対してすべての参加者に、COI 指針を適用する。

- 1) 学術集会（年次総会含む）、支部主催の学術集会などの開催
- 2) 学会機関誌、学術図書などの発行
- 3) 研究および調査の実施
- 4) 研究の奨励および研究業績の表彰
- 5) 認定医および認定施設の認定
- 6) 生涯学習活動の推進
- 7) 営利を目的とする団体・企業等との連携および協力
- 8) 国際的な研究協力の推進
- 9) その他目的を達成するために必要な事業

特に、下記の活動を行う場合には、特段の指針遵守が求められる。

- 1) 分科会が主催する学術集会などでの発表
- 2) 分科会発刊の学術雑誌・機関誌などでの発表
- 3) 診療ガイドライン、マニュアルなどの策定
- 4) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業
- 5) 企業や営利団体が主催・共催する講演会（Website でのセミナー・講演含めて）、ランチョンセミナー、イーブニングセミナーなどでの発表

【COI 申告開示の基準】

- 1) 企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円以上とする。
- 2) 産学連携活動の相手先のエクイティ（株など）の種類（例、公開・未公開を問わず、株式、出資金、ストックオプション、受益権など）と数量の記載、株式の保有については、1つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円以上の場合、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合に申告する。
- 3) 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間 100 万円

以上とする。

- 4) 企業・組織や団体から会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円以上とする。
- 5) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆（座談会記事含む）に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円以上とする。
- 6) 企業・組織や団体が提供する研究費については、1つの企業・団体から医学系研究（受託研究、共同研究など）に対して申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた額が 100 万円以上とする。
- 7) 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄附金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた額が 100 万円以上とする。
- 8) 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。
- 9) その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。

ただし、6)、7)については、発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

以上